

## 明代の皇后・皇太后の政治的位相：宣徳帝皇后孫氏 を中心に

前田，尚美  
京都女子大学

<https://doi.org/10.15017/27524>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 41, pp.102-127, 2013-03-29. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

## 明代の皇后・皇太后の政治的地位 — 宣徳帝皇后孫氏を中心に —

前田 尚美

### はじめに

明代では皇位の継承については、初代皇帝洪武帝の遺訓である『皇明祖訓』において、嫡子優先が規定された<sup>1)</sup>。

しかし実際には皇帝、あるいはその前段階の皇太子に嫡子は非常に少なく、大半は庶長子であった。皇位継承前の皇太子に庶長子が立てられた例は、早くも洪武帝の曾孫にあたる宣徳帝の時代に表れた。宣徳帝の長子、後の英宗の生母孫氏は貴妃であった。しかし宣徳帝は長子誕生翌年、皇后胡氏を廃し孫氏を立后したのである。

孫氏はその後、宣徳帝皇后から皇太后、そして太皇太后として後宮内で最高位を長く占めるが、その間には子の英宗が土木の変によってオイラトの捕虜となり、英宗の異母弟である景泰帝が即位する。彼は孫氏を皇太后として尊重する一方で、自分の生母を皇太后とした。血縁的つながりのない皇帝の下、孫氏は皇太后としての権威を脅かされる形となつたのである。しかし奪門の変で、英宗が復位すると彼女の権威も回復するといったように、中国史上でも類を見ない事態に直面するのである。

孫氏は不慮の皇帝不在と、皇帝交代劇を目の当たりにしてきた人物と言える。こうした明代における皇位継承にかか

わる問題の対処にあたったのは、彼女が初めてではない。実は彼女以前にも、洪熙帝皇后張氏が宣徳帝の即位時に皇太后として、また幼帝であつた英宗の即位時には太皇太后として、大きな役割を果たしている<sup>②</sup>。

このように皇太后が新皇帝の即位について、影響力を持つことができるのは、次期皇帝の母であることに加え、多くの場合崩御した皇帝の遺詔、つまり皇帝権力による権威付けがなされているためである。しかし孫氏の場合、土木の変の際には英宗が全権を持ったまま捕虜となるといふ、イレギュラーな状況にあつた。こうしたなかで、孫氏の言動が当時の政局にどのような影響したのか。

明代の皇后・皇太后については、後宮の歴史の変遷をたどるなかで、制度面や儀礼面から論じられることはあつても<sup>③</sup>、分析の対象として個別に取り上げた研究は数少ない。まして皇后・皇太后の政治的役割や権威の問題に関しては、漢代の皇后権を分析した谷口やすよ氏の先駆的な研究や<sup>④</sup>、筆者の研究を除けば、ほとんど手つかずの状況にある<sup>⑤</sup>。また本稿で取り上げる孫氏については、荷見守義氏が土木の変直後の彼女を取り巻く皇族・外戚・宦官・廷臣について検討されているが、あくまで景泰帝とその政権の性格分析が中心の主題であり、皇后・皇太后そのものを考察しているわけではない<sup>⑥</sup>。そこで本稿では、皇太后孫氏に着目し、土木の変前後に發揮された彼女の権威や政治的影響力の分析を通して、明代の皇后・皇太后の政治的ありようとその位相を考えてみたい。

## 一 宣徳帝と廢后

明代における後宮女性は、広く民間より集められた上、選抜されて入宮することになっており、皇后もそのなかから選ばれた。こうした制度は初代皇帝洪武帝の時代に完成したが、彼は后妃が権力を持つことを非常に警戒し、宮中の外に出ることはおろか、手紙のやり取りですら禁止し<sup>⑦</sup>、それは明一代を通じて守られた<sup>⑧</sup>。

皇帝の妃嬪だけでなく皇后ですら、有力者からではなく民間から選ぶ方法がとられた上、厳格な制度が敷かれたのは、

明代の皇后・皇太后の政治的位相―宣徳帝皇后孫氏を中心に―(前田)

歴代王朝を悩ませた外戚の弊害を防ぐ意図があつたのはもちろんだが、一方で外戚の権威ケンイを皇帝が必要としなくなつたことの表れでもある。皇帝権力が強化された明代だからその措置とも言えよう。

つまり明代では外戚は、権威や権力を最初から持つておらず、仮に娘が皇后となつたとしても持ち得るものではなかつた。それは、明代に大きな外戚の弊害が見えないことから窺える。では、それまで外戚が権力を掌握する原因となつてきた皇后は、明代ではどのような存在であつたと言えるのだろうか。

実は明代では、廢后とそれに伴う皇后の交代が四度あり、またその初めての例は宣徳年間と早く、宣徳帝皇后胡氏を廢して貴妃孫氏を皇后としたものである<sup>⑨</sup>。まずこの明代最初の廢后の経緯を通して、明代の皇后について見ていきたい。

廢后の発端は宣徳三年（一四二八）三月、皇后胡氏が位を辞すると上表したことによる。『明宣宗実録』では、辞意は胡氏の自発的意思によるものであり、宣徳帝は彼女に辞意の撤回を促すなど、廢后に反対であつたとされている<sup>⑩</sup>。しかしその一方『明史』では「宣徳帝が胡氏に辞位を上表させた」<sup>⑪</sup>、またそれについて大臣たちが「争うことができなかった」<sup>⑫</sup>とあり、廢后は胡氏の意志ではなく強制されたものとしている。おそらく『明史』の言う通りであろうが、この場合宣徳帝の狙いはどこにあつたのだろうか。

実は廢后には前段階として、宣徳二年（一四二七）十一月、貴妃孫氏が宣徳帝の長子（後の英宗）を産み、そしてその長子が翌年二月に立太子された事実がある。ただ英宗の出生には疑念が持たれており、彼は孫氏の所生ではなく、他の後宮女性が産んだ子だとする説もある<sup>⑬</sup>。孫氏は貴妃冊封の際、本来皇后にのみ授けられる印（玉）を与えられるなど、宣徳帝の寵愛が厚かつた様子が窺える人物であるが<sup>⑭</sup>、他人の子を我が子として、子のない皇后胡氏を一気に出し抜いたとされているのである。

事の真偽はともかく、宣徳帝がそれまで皇子に恵まれていなかったのは事実である。誕生した長子を早々に立太子したのは、それだけ皇位継承に対する危惧が深かつたことを示しているように。

しかしそれだけでは、子のない皇后を廃する理由にはならない。それは後に胡氏に対する憐憫の声が上がり、宣徳帝が弁明している点からも窺える<sup>15)</sup>。それだけこの廃后は人々が納得できる根拠を持たず、強引に行われたものとも言えるが、宣徳帝はなぜそこまでして廃后を迫つたのだろうか。そこには明代の皇位継承に関する原則が、深くかかわっているものと考えられる。

明代の皇位継承は洪武帝の遺訓である『皇明祖訓』には、

凡そ朝廷に皇子無ければ、必ず兄終われば弟に及ぶ。嫡母の生んだ者を立てなければならず、庶母の生んだ者は年長であつても即位してはならない。もし奸臣が嫡子ではなく庶子を立てようとしても、庶子は必ず分を守つて動い

てはならない。報告して嫡子を立て、務めて嫡子を即位させ、朝廷は奸臣を斬るべし<sup>16)</sup>。  
とあり、出生順にかかわりなく庶子よりも嫡子が優先するとされている。しかしこれは庶子の皇位継承権を喪失させるものではなく、嫡子がいけない場合は庶子が後を継ぐことに、まったく差し障りはない。それは英宗以降の皇帝(皇太子)のほとんどが庶長子という事実からも、明確に見て取れる。

つまり皇位継承の原則は、嫡子及び長子である者が相続するというものであつた。そして幸いにも、洪武帝から宣徳帝までは、嫡出子による継承が続いていた<sup>17)</sup>。一見したところ、まさしく『皇明祖訓』のつとつた理想的な形で継承されてきたのである。だがその内実を見ると、永楽帝は靖難の変を経ての篡奪による即位、洪熙帝は弟の漢王の篡奪を警戒しなければならず、次の宣徳帝は即位後まもなくその漢王の反乱にあつている。

このように明代初期は洪武帝が作つた原則を遵守してはいるが、皇位継承が安定しているとは言えない状況にあつた。嫡長子であり、皇位継承に何ら問題のない宣徳帝であつてもこのようであれば、生まれた皇子を立太子したとはいへ、庶出という事実は極めて危ういものと認識されても無理はない。廃後の背景には、皇位継承の安定のために皇太子を嫡子化しなければならぬ、つまり正統な皇位継承者として衆目に認めさせるためには、生母を皇后とする必要性があつたと考えられるのである。

結果として廢后は行われ、孫氏は皇后となつた。廢された胡氏は後宮の一般に退き<sup>103</sup>、正統七年（一四四二）に死去したが、先述のように世間からは彼女を憐れむ声が上がつた。そして孫氏の死後、英宗が皇后錢氏の進言により、胡氏を皇后に復位するに至つてゐる<sup>104</sup>。こうした経緯からも、皇位継承にからんだ宣徳帝の意思と必要性によつて行われた廢后は、強引さが目立つものであつたと言わざるを得ない。

そうまでして進められた廢后は、明代初の出来事である点を抜きにしても、政治問題となつてもおかしくなかつたはずである。たしかに宣徳帝と廷臣たちとの話し合いは持たれてゐるが、結局皇帝の意思を覆すまでには至らず、廢后に伴つて大きな混乱が生じた様子もない。

また当時、宣徳帝の生母張氏が明代初の皇太后として、後宮内の最上位を占めていたが、廢后について「廷臣たちと議論せよ」と旨を出している。これにより、その日の議では決着を見なかつたが<sup>105</sup>、これは皇帝と廷臣が皇太后の言葉が無視できなかったことを窺わせる。また同時に、この旨が張氏による間接的な廢后反対の表明であつたことは、彼女が廢后された胡氏を憐れみ、常に内廷での宴では孫氏よりも上座においたという点からもわかる<sup>106</sup>。しかしそれでも皇太后は、皇帝の意向や決定を覆すような行動はしてゐないのである<sup>107</sup>。この事実からは皇帝の要望に対して廷臣たちも、そして後宮の頂点にある皇太后も逆らえなかつたことが窺える。しかしこれは一方で、廢后とそれに伴う皇后交代は、政治を揺るがすような大きな問題ではないことをも示している。

宣徳帝は皇太子生母の孫氏を皇后として冊立したが、これはとりもなおさず皇太子の嫡子化である。これもまた見方を変えると、孫氏を皇后たらしめたものは皇子、それも皇太子となる長子の母という、この一点のみであつたと言えるのである。

以上から、明代において皇后は誰になるかは問題ではなく、朝廷を左右するものでもなかつたことがわかる。これは皇后がそれ単体で権力を持つものではなく、むしろ皇帝の意思によつて簡単に替えられてしまうような脆弱なものであることを示している。皇后の地位は皇太子の母であること、つまり次代の皇帝との血縁的なつながりが根拠であり、そ

れのみがその地位を保証するものであったと言える。

しかしこうした弱い立場の皇后は皇帝の死、それに伴う子である皇太子の即位によって、皇后から皇太后に変化するものでもある。皇后が子である皇帝との血縁的なつながりでもって皇太后となるとき、その地位や権威にどのような変化が起こるのだろうか。

## 二 土木の変とそれに伴う変化

### (1) 土木の変以前の状況

中国歴代王朝では、后妃が政治にかかわる場面が少なからずある。しかし明代の皇后・皇太后は垂簾聽政などを行うことはなく、それどころか政治方面で積極的に動いた例は非常に少ない、中国史上でも稀有な時代である。

しかしだからと言って、明代の皇后・皇太后がまったく何もしなかったわけでは、もちろんない。その存在がクローズアップされ、重要な役割を果たすのは皇位継承時、特に新皇帝即位に何らかの問題が生じた場合であり、その初めての例となるのが洪熙帝崩御の時である。

洪熙帝は、父である永楽帝の崩御にともない、永楽二十二年（一四二四）八月に即位した。しかしそのわずか十ヶ月後の洪熙元年（一四二五）五月、突然崩御してしまった。ここで問題となったのは、洪熙帝が即位後一年足らずで急逝したという事情もさることながら、皇太子（後の宣徳帝）が当時南京にいて、すぐの即位が不可能であった点である。北京に皇帝も皇位継承者もないという非常事態に、洪熙帝皇后で宣徳帝生母の張氏は、皇太子の安定した皇位継承のために策動し、皇太子は無事に即位したのである<sup>23)</sup>。

こうして即位した宣徳帝であったが、早くも宣徳十年（一四三五）正月に崩御した。宣徳帝の長子である皇太子が、英

宗として新たに即位したが、彼は当時十歳に満たない明代初の幼帝であつたため、廷臣たちに動揺があつた。それを収め、英宗即位とその後の体制作りに貢献したのは、またはや当時太皇太后となつていた張氏であつた<sup>25)</sup>。

このころ後宮には、皇太后(英宗生母)の孫氏もいたが、後宮での序列は宣徳帝生母である太皇太后の張氏が優先したようで、孫氏が英宗即位時にどのような行動をしたのか、窺い知ることができない。そしてその後も張氏が英宗の皇后選びを行うなど<sup>26)</sup>、太皇太后が後宮のことを全面的に取り仕切つてゐる様子がわかる。張氏は正統七年(一四四二)十月に崩御するが、その際、宮中のことは英宗皇后の錢氏ではなく皇太后の孫氏に委ねてゐる<sup>27)</sup>。このことから後宮内の序列、ひいては皇位継承への発言権は、皇后よりも太皇太后・皇太后が優先されてゐることがわかる。これは皇帝の妻よりも皇帝の祖母・母が優越する形、皇帝との血縁的なつながりの強さが重視される構図と言ふことができよう。

皇帝権力が強化された明代において、皇后(皇帝の妻)は皇帝の完全な支配下にあり、替へがきく存在であつた。しかし皇后から皇太后(皇帝の母)になると、血縁的なつながりから見れば母という尊属、つまり皇帝の上位に立つ存在となり、一定の発言力を持つようになる。皇帝との血縁的なつながりが、皇后と皇太后の決定的な違いであり、それこそが皇太后の行動や発言が重んじられる背景になつてゐると考えられるのである。

ところで、ここまで登場した太皇太后・皇太后の張氏・孫氏は、二人とも先帝皇后であると同時に皇帝生母である。しかし先述したように、明代は次第に庶長子による皇位継承、つまり皇后所生ではない皇帝が増えてくる。こうした皇帝たちは母として二人の皇太后、先帝皇后と皇帝生母の二者を持つことになる<sup>28)</sup>。このように二人の皇太后が並び立つ状況が明代で初めて登場するのは、英宗が土木の変で捕虜となり、代わつて即位した景泰帝の時である。そして英宗から景泰帝への皇位継承に対処し、その過程で生母ではない皇太后の立場に初めてなることになつたのは、孫氏であつた。一連の流れのなかで彼女が、当時の政局にいかなる影響を与えたのか見ていきたい。

## (2) 土木の変と孫氏

本来皇太后が動く事態は皇位継承時、それも新皇帝の即位に問題が生じた時である。しかし孫氏が直面したのは、皇帝が存命であるにもかかわらず、皇帝の交代を迫られるという特異な局面であった。まず、孫氏がこうした事態にどう対処したのだろうか。

事の発端は正統十四年（一四四九）八月、オイラトのエセン討伐のため親征した英宗が、土木堡においてオイラトの捕虜となった、いわゆる土木の変である<sup>28</sup>。英宗は親征に先立ち、異母弟の郕王を留守に、駙馬都尉の焦敬をその補佐に任命し、北京を守る体制を整えていた。こうした措置は、京師に皇帝が不在となることに対応してのものである。しかしこの留守とは、緊急重大事が起これば遠征中の英宗に使者を遣わして裁断を仰ぎ、その他の事項は英宗の帰京を待つて裁可を受けるものとされた<sup>29</sup>。実際英宗は多くの廷臣たちを引き連れて親征しており、留守とはまさしく留守居役であり、あくまですべての権限は英宗にあった。

皇帝の権力が強化された明代において、皇帝に代わる人物は存在しない。しかし土木の変では多くの廷臣が殺された上、英宗もすべての決定権を持ったまま捕虜となった。朝廷が混乱するのも当然であったが、皇帝が不在とはいえ何も決められない状態を続けることもまた不可能であった。

こうしたなかで土木の変から三日後、留守であった郕王は庶務を命じられ、廷臣にも郕王の命を聴くようにという、皇太后の勅が出された<sup>30</sup>。さらにその二日後には、英宗の庶長子見深（後の成化帝）を立太子するという皇太后の聖旨があり<sup>31</sup>、その上で皇太子を郕王が補佐する体制が皇太后の詔で布告された<sup>32</sup>。これらの決定はすべて「皇太后勅」「皇太后聖旨」「皇太后詔」、つまり皇太后孫氏の命令であり、郕王も廷臣たちもそれに従っている。

これは皇帝不在のなか、皇太后がそれを代行できると、人々に認識されているようにも見える。実際に皇帝の職務を臣下が代行することはできない。そこで宙に浮いた形の皇帝の権力を、一時的にでも預かれる存在としては、皇帝の母という血縁的に尊属の皇太后しかいなかったと考えられる<sup>33</sup>。

では皇太后は一体いつの時点から、このような皇帝不在を預かる存在になるのだろうか。

孫氏よりも以前に皇位継承問題に直面した、洪熙帝皇后張氏を例に見ると、彼女は洪熙帝崩御の際、皇太子(宣徳帝)に皇位を継承させるにあたり、洪熙帝の遺詔によつて皇帝の代行者として認められて行動している<sup>35)</sup>。その過程で、張氏自身が遺詔の作成にかかわつた形跡があるが<sup>36)</sup>、これは皇帝崩御によつて皇太后が自動的に権威を持つのではない、遺詔つまり先帝の意志こそが、皇太后の権威のもととなつていたことの証明であろう。皇太后の決定が重んじられるのは、皇帝の意志、ひいては皇帝権力あつてのものなのである。

また一方で、遺詔で認められた皇太后の権威は、先帝崩御から新皇帝即位までと限定されており、決して永続的なものではない。皇太后の命令が権威をもつて扱われる理由は遺詔にあるが、同時に皇太后の権威を制限するのでもた、遺詔であつたと言えよう。

しかし孫氏の場合、皇帝である英宗は不在であつても崩御したわけではないが、皇帝として命令できる状況にもなかつた。そのため、本来ならば遺詔などによつて受けられるはずの、皇帝権力による裏打ちのないなかで、孫氏は当時二歳に満たなかつた英宗の庶長子を皇太子にし<sup>38)</sup>、郕王に補佐させるという体制を作り上げた。これは英宗の生存と帰還、仮にそれがならずとも英宗の子が後継することを前提としたものである。

孫氏からすれば、自らの皇太后という地位の正統性の根拠は英宗であり、英宗とその子孫による皇位継承こそが望むところであつた。またこうした問題もさることながら、本来ならば皇太后が命令を下す際にあるはずの、皇帝権力による裏打ちがない状態で、これ以上の命令は下しえなかつたと考えられる。

しかし当時は英宗が捕らわれ、政治的にも軍事的にも非常事態であつた。そんな混乱状況のなかで、幼い皇太子を補佐する体制、つまり皇帝不在状態が長期間あつてよいはずがなく、やがて郕王が新皇帝として即位することになる。英宗が生存しているにもかかわらず、新皇帝が即位するという事態に、皇太后孫氏はどのように対処したのだろうか。

### (3) 景泰帝即位と皇太后の權威

土木の変後の非常事態のなか、新皇帝を即位させようとする動きは、廷臣たちから起きた。孫氏が皇太子を補佐する体制を作ったその七日後、郕王即位の請願が孫氏に上奏されたのである<sup>37</sup>。これに対し孫氏はすぐに郕王に即位を命じるのであるが、一方で『明史』には宣徳帝の同母弟、洪熙帝の第五子で洪熙帝皇后張氏の子である襄王を呼び寄せようとした様子が描かれている<sup>38</sup>。

これについて川越泰博氏は、孫氏が新皇帝擁立の条件として、年齢が高く幼い皇太子へのショートリリーフが果たせること、そして新たな皇太后となる生母がいらないという二点を満たしている、襄王を担ごうと考えていたとしている<sup>39</sup>。その点で郕王は、英宗よりも一歳年下と若い上、生母も存命であり、孫氏の考える候補者の条件とは合致しなかった。また郕王の生母の存在は、後に皇太后が二人出現する原因ともなるが、それは後述する。

ともかく、孫氏は廷臣たちに押し切られる形で新皇帝の即位を決定し、郕王は即位して景泰帝となり、英宗は太上皇帝となった<sup>40</sup>。この流れのなかで、廷臣たちが新皇帝即位を皇太后孫氏に請願している点は注目される。これは皇太后の命令が、皇帝即位に不可欠と認識されていたことの証明とも言えるが、先述のように本来皇太后の權威は、皇帝権力による裏打ちが必要である。だが、皇帝である英宗にはそれが不可能であった。こうした状況のなか、当時の政界のどのような理解のもとに、皇太后の命令は扱われたのだろうか。

たしかに、景泰帝は孫氏の命令で即位した。そしてこの知らせが、北京に不在とはいえれつきとした皇帝である英宗に伝えられたのは、景泰帝即位から十日後のことであった。知らせに接した英宗は、郕王に位を譲る内容の書を書かせている<sup>41</sup>。つまり景泰帝即位はまず皇太后の命令によって決定し、その後英宗に退位及び新皇帝即位の承認を得る形で行われたのである。

しかし皇太后の權威のみで皇帝交代が可能であれば、英宗が位を譲ると書く必要はない。これは、皇位継承には皇太

後の命令のみならず、皇帝の命令がやはり必要であることを示している。むしろ皇太后の決定には、張氏が洪熙帝の遺詔作成にかかわったように、後付けであっても皇帝の承認を得ることが、絶対不可欠であったと見るべきである。景泰帝の即位は英宗が生存しているという事情から、皇太后の命令を皇帝が追認する形で権威付けるといふ、特異な形式になったと考えられる。

本来皇位継承とは皇帝の崩御によるものであり、その際に発せられる遺詔の実行者として、皇太后は新皇帝が決定するまでの、ごく短期間のみ保障された権威を持つてに過ぎない。新皇帝即位に皇太后の命令が不可欠なのは、皇帝の意志の代行者としての命令だからであり、むしろ本当に必要なのは、皇帝の命令そのものであった。

イレギュラーな形になったが、ともかく英宗は退位し、景泰帝が新皇帝として即位した。繰り返しになるが、皇太后の権威は新皇帝が即位するまでのものであり、しかも景泰帝は孫氏にとつては血縁的なつながりが一切ない皇帝であった。孫氏は皇帝の母という、皇太后としての正統性の根拠を失ったと言ってもよかつた。その状況下で、景泰帝は彼女を皇太后として尊重しているが、一方で自分の生母をも皇太后とするのであるが、これにはいかなる意味があつたのだろうか。

### 三 景泰年間の孫氏の地位

#### (1) 二人の皇太后

土木の変を経て、郕王が即位して景泰帝となり、それに伴い英宗は退位する形で太上皇帝となった。景泰帝は即位に際し、オイラトから帰還した者から口上で伝えられた英宗の命令で、登極するとしている<sup>20</sup>。しかし先述のように、英宗に報告が届いたのは彼が即位した十日後である。景泰帝が即位する時に英宗の命令を受けられるはずがなく、即位の

詔は捏造されている部分があると言わざるを得ない。つまり景泰帝の即位は英宗から認められる前に、いわば皇帝権力の後ろ盾のないまま、皇太后の命令を先行させる形が取られたのである。

景泰帝は即位のために、皇太后の命令を利用してと言えど、こうした皇太后の命令が最優先で実行されるのは、新皇帝が決定するまでのことである以上、景泰帝が即位した瞬間、孫氏は発言力を失ってしまったと言ってもよかつた。

景泰帝は立太子され英宗の長子を、引き続き皇太子としており、孫氏が作った英宗帰還、仮にそれがならずとも英宗の子孫が即位することを前提とする体制は、継続される形となっていた。孫氏が子の英宗、及び孫の皇太子にこだわった理由は、血縁的なつながりのある子や孫が皇帝であることが、孫氏の皇太后としての正統性の根拠になっているからに他ならない。これは逆に言えば、血縁的なつながりのない景泰帝の即位は、その根拠を奪うものである。

子である英宗は遠くオイラトに捕らわれ、また新皇帝即位に臨んで退位してしまつた以上、もはや孫氏の皇太后としての正統性の根拠は孫の皇太子のみとなっていた。血縁的なつながりのない景泰帝の即位は、孫氏の権威をどうしても低下させずにはいられなかつたのである。

こうしたなか景泰帝は、孫氏を上聖皇太后とし、英宗の妃で皇太子生母の周氏を貴妃とした。さらに景泰帝は生母呉氏を皇太后、郝王妃汪氏を皇后とし、それまで皇后であつた英宗皇后錢氏を皇后の住まいである坤寧宮から仁壽宮に移し、英宗が帰還すれば元に戻すとしたのである。<sup>49</sup>

景泰帝のこの措置を一つ一つ詳しく見ていくと、まず孫氏に上聖皇太后という尊号をつけることでその地位を保証している。そして周氏を貴妃に格上げすることは、彼女を皇太子の母として尊重するものであり、孫氏が作った英宗及びその子孫による皇位継承を前提とする体制を、維持する姿勢を示したものと見える。しかし同時に、景泰帝は自分の生母を皇太后とし、皇太后が二人同時に存在する状態を作っている点にも注意せねばならない。すでに孫氏を上聖皇太后としているにもかかわらず、生母を皇太后にした理由はもはや明らかである。

景泰帝の生母呉氏とは、宣徳帝賢妃である。先述のように、英宗は孫氏が皇后になったことで嫡子となつてゐるため、異母弟の景泰帝は宣徳帝の庶子であり、やはりこの出自が問題になると考えられる。

先述のように明代は英宗まで、まがりなりにも嫡子による皇位継承が続いてゐた。その状況で皇太后とは、先帝皇后と皇帝生母の二つの意味を持つてゐると言える。この点に鑑みるに生母を皇太后とする行為は、生母を先帝(宣徳帝)の皇后とすることであり、庶子という景泰帝の出自を修正し嫡子化する行為でもある。これは非常事態に際して皇帝権力による裏打ちのない状況下で、皇太后の命令によつて即位した景泰帝にとり、即位の正当性を示すための必要不可欠な行為であつたと考えられる。

しかし景泰帝が生母を皇太后に、つまり宣徳帝の皇后とすることは、それはまさしく宣徳帝皇后である孫氏の、皇太后としての基盤をさらに喪失させるものであつた。また皇太后が二人いるという状態は、それまで一つしかなかった皇太后の地位の量産でもあり、皇太后の権威の分散または相対化にも繋がりがかねないものであつた。川越泰博氏が指摘されるように、生母が存命しているか否かは、皇太后としての立場を考えると非常に重要なものであると言える<sup>44</sup>。

一方、景泰帝が生母を皇太后としたのは、皇位継承の正当化のためであることは言うまでもない。正当化とは、つまり一時的に帝位を守つてゐる行為であり、また自分の子孫にそれを伝えるためのものである。つまり、景泰帝が英宗帰還を前提に一時的に帝位につくといふのであれば、正当化はまづたくもつてする必要がないものであつた。だが、彼があえてそれを行つたのにはもちろん理由がある。

たしかに即位当時、景泰帝は英宗の庶長子を引き続き皇太子とし、孫氏が作つた英宗帰還、もしくは英宗の子への皇位継承を前提とした体制を維持してゐた。しかし実際は英宗帰還後も、彼は皇位にあり続けた。景泰帝がいつから皇位に執着し出したのかは、わからない。しかし土木の変によつて、本来手に入るはずのなかつた位についた以上、手放しなくなくなるのが人情である。そしてまた、その位を自分の子孫に継承させたいと考えるのもまた、自然な流れである。

こうしてついに景泰三年（一四五二）、景泰帝は皇太子を廢し、我が子を立太子するに至るのである。このいわゆる易儲は皇位継承に関わる重大な問題であり、やはり皇太后が登場する。ではその際、それまでにはなかった皇太后が二人いるという状況で、孫氏がどのように扱われたのだろうか。

## （2）易儲問題

土木の変より一年後、英宗は北京に帰還を果たしたが南宮に軟禁生活を強いられ、景泰帝が帝位を占め続けた。景泰帝がどの時点から皇帝在位の継続、そして自分の皇統による皇位継承を意識し始めたかは不明である。しかし明確な意志を持って行動を起こしたのは、景泰三年（一四五二）五月、英宗の庶長子である皇太子を廢し、自らの子見済を皇太子としたこと、いわゆる易儲においてである。

ただ、この易儲は皇太子の交代のみにとどまらず、景泰帝皇后汪氏の廢后、代わって皇太子生母杭氏の立后が同時に行われた点が特徴的である<sup>46</sup>。

先述の宣德帝皇后胡氏の例から見ても、皇后の地位は非常に脆弱であり、廢后と皇后交代は皇帝の命令一つで簡単にできてしまうが、世間からの批判は免れなかった。それでも宣德帝が廢后を敢行したのは、ひとえに皇太子（後の英宗）を嫡子とし、皇位継承の不安を軽減するためであった。では、景泰帝の場合はどうだろうか。

『明史』によると、皇后汪氏の廢后の理由は英宗の庶長子の廢太子に反対したため、つまり易儲に対する景泰帝への異議申し立てにあるとされている<sup>47</sup>。しかしこれだけが廢后の原因ではありえず、また宣德帝皇后胡氏の例と同様に、世間の理解が得られるとは到底思えない。むしろ宣德帝の時と同じく、重要なのは皇后の事情ではなく、新しく皇太子となった見済が皇后所生ではない、つまり庶子であるという点ではないだろうか。実際汪氏に代わって皇后となったのは、皇太子の母である杭氏であることから、景泰帝は自らを正当化したのと同様に、子を嫡子とすることにこだわっ

たと考えられるのである。

このような景泰帝の意図があるなかで、注目したいのは易儲が「聖母上聖皇太后の懿旨を蒙りて」行われた点である<sup>④</sup>。孫氏としては、子の英宗が退位し南宮に幽閉されている状態下にあつて、皇太后としての正統性の唯一の根拠は孫の皇太子である。それを廃することを承知したくはなかつたはずである。しかし、彼女がそれについて抗議・拒否した形跡は『明英宗実録』からは見受けられない。これは宣德帝が胡氏を廃后した時のように、皇太后は最終的には皇帝の命令には逆らうことはできなかったからだと考えられる。

皇太后が皇帝の意思に逆らうことはできないにもかかわらず、景泰帝は皇太子の廃立に皇太后の命令を受ける形を取つたのは、やはり皇位継承にかかわる問題に皇太后が不可欠であるという認識があつた証左であらう。

しかしここで重要になるのは、当時は孫氏と呉氏の二人が皇太后として存在している点である。そのなかで易儲が、景泰帝及び新皇太子と血縁的なつながりのある生母呉氏ではなく、前皇帝の母である孫氏の命令で行われたのは、なぜなのか。

景泰帝は皇太子廃立の命令のなかで、孫氏を「聖母上聖皇太后」として扱っている。聖母とは、皇帝生母を表す言葉である。孫氏と景泰帝には血縁的なつながりはないため、これは景泰帝生母ではなく、南宮に幽閉されている英宗生母の意味であつたかもしれないが、孫氏が同じ皇太后であつても、後宮において最上位を占めていたことを表すものであらう。また皇帝となつて数年しか経つておらず、その権力の基盤が十分に確立していない景泰帝としては、即位の根拠となつた孫氏を、まだ尊重せざるをえなかつたものと考えられる。

実は後のことであるが、景泰帝と似たような状況にあつた皇帝がいる。傍系から即位した嘉靖帝は、弘治帝皇后張氏の命令をその即位の根拠とした。また、自らの生父母を皇帝・皇后として扱うように求めたことによつて、大札の議を起こしているが、即位当初はやはり権力の基盤が弱かつたため、張氏を聖母として尊重する姿勢を見せている。しかし、後年はその張氏を押しつけて、藩王妃であつた生母蔣氏を皇太后、聖母として扱うことに成功しているのである<sup>⑤</sup>。

このように景泰帝が皇位にあり続けられれば、自分の皇統による皇位継承の一環として、生母呉氏の地位・權威ともに孫氏を上回るものにした可能性は非常に高い。しかし汪氏に代わり杭氏を立后したことで、嫡子となった景泰帝の子見済は、早くも立太子の翌年の景泰四年（一四五三）十一月に薨去、皇太子の母で皇后の杭氏も景泰七年（一四五六）二月に崩御し、自らの皇統による皇位継承という景泰帝の目論見は早々に破綻してしまった。そして同年十二月には、景泰帝自身も不慮となった。

こうしたなかで起こった奪門の変により、英宗が復辟した。『明史』によると奪門の変に関わった廷臣たちは、英宗の復辟を事前に孫氏に報告し、彼女も許可を出している<sup>⑧</sup>。この廷臣たちの行動は、皇位にかかわる問題には、やはり皇太后の存在が欠かせないものと認識されていた証左であり、また廷臣たちの行動の正統性の根拠となったものと考えられる。

しかし奪門の変において孫氏が許可を出したとしても、それには景泰帝の即位時と同じく、本来必要な皇帝権力による權威の裏打ちはない。景泰帝は動けず、英宗は幽閉されて接触を持ってないという状況は、皇帝権力が宙に浮いていたということでもあった。まさしく土木の変の時と同様に、孫氏は皇帝権力による裏打ちのないまま、皇太后として命令を下したのである。

景泰帝即位の際は英宗の追認が必要であったが、奪門の変では英宗が復辟したことにより、孫氏は皇太后としての正統性の根拠を再び取り戻した。そして景泰帝は廃されて、郕王に戻されるがそれは、孫氏の命令という形が取られている<sup>⑨</sup>。また、一度は廃された英宗の庶長子見深が再び立太子される時にも、孫氏の命令によって行われたのである<sup>⑩</sup>。

このように孫氏とその命令は、土木の変から始まる景泰年間とその後の天順年間に至るまで、皇位継承にかかわる問題には、必要不可欠なものとして遇され続けたのである。

## おわりに

本稿では宣德帝皇后孫氏を通して、明代の皇后と皇太后の違い、そして皇位継承に絡む皇太后の動きと権威について検討を加えた。

まず皇后については、宣德帝皇后胡氏の例のように、皇后は皇帝の命令一つで簡単に廃されてしまうほど、脆弱な存在である。宣德帝は胡氏に代わり孫氏を立后したが、それは皇太子の嫡子化という目的のためであった。彼女を皇后たらしめたものは、皇太子の母、つまり次期皇帝との血縁的なつながりが根拠であり、それが脆弱な皇后の地位を保証するものであったと言える。

しかし皇后が皇帝の崩御によって皇太后となると、皇帝不在においては大きな権威を持ち、皇位継承に関わるすべての事柄に必要な人物として遇されることになる。こうした差異は、皇帝との血縁的なつながりによるものである。この世に並ぶ者なき皇帝にとって皇后(妻)は臣下と同列であっても、皇太后(母)は血縁的な側面から見ると、尊属という皇帝の上に立つ存在となることから、時に宙に浮いた皇帝位やその権力を一時的に預かりうる者となるのである。そのため皇太后は、皇帝崩御の際にはその命令は大きな権威をもって、扱われたのである。

ただ、皇太后の命令はそれ単体では権威を持つものではない。基本的には皇帝の遺詔を受け、その代行者として認められているからこそ、その命令は最優先事項として受け入れられているのである。皇太后の権威の源泉は皇帝権力であり、また皇帝に認められた皇太后の権威も永続的なものではなく、新皇帝即位までのごく短期間に限られていることもまた、注意したい点である。これは、皇太后の権威は皇帝権力によって期間を限定された形で存在する、つまり皇帝を越えるものではないこと証明であろう。

しかし土木の変では、孫氏の子の英宗は全権を握ったままオイラトの捕虜となり、皇帝不在ではあるものの生存しているという稀有な状況が生じた。孫氏は皇位継承の危機にあつて、本来ならば受けられるはずの皇帝権力による権威の裏打ちないまま、臨時の体制を作り上げた。その後まもなく、廷臣から監国として国政をみる立場にあつた郕王の即位

が孫氏に上奏され、景泰帝が即位する。

新皇帝即位を廷臣たちが皇太后に要請しているのは、皇位継承に皇太后の命令が不可欠であるという認識に立っているものである。しかし、それは皇太后の命令一つで行えるものでは本来ない。後に景泰帝即位について英宗が追認していることから、皇位継承は皇帝の命令(遺詔)とその代行者である皇太后の命令がセットで必要であり、皇太后の命令単体で行えるものではない。特殊な状況下で本来の手順が踏めなかったこともあり、まず皇太后の命令ありきという状況が生まれたのである。これは、後に奪門の変においても利用される手法となった。

皇帝の尊属であるということで、皇帝よりも上位に立ちうる皇太后の命令は、時に皇帝の命令よりも先行することができる点は、非常に特徴的である。本来は皇帝権力の裏打ちなしに機能するものではないものを、緊急事態を乗り切るべく持ち出されたのである。だが、やはり後付けであっても皇帝の承認を必要としたことは、決して皇帝の権威を超えるものではないことを示している。これもまた、明代的な特徴と言うことができよう<sup>⑧</sup>。

本稿では宣德帝皇后孫氏を取り上げたが、彼女は奪門の変で復辟した子の英宗の在位中である、天順六年(一四六二)九月に崩御した<sup>⑨</sup>。これ以降の明代に、皇位継承問題がまったく起きなかったわけではなく、そのたびに皇太后が事の対処にあたっている。そのなかで異色ともいえるのが、明末に起こった三案と呼ばれる争議である。これは時の皇帝万曆帝と泰昌帝、それに続く天啓帝と、皇位継承に大きくかわるものであった。しかし当時、こうした問題を解決する重要人物であるはずの、太皇太后・皇太后はおろか皇后すらも、不在もしくは身動きがとれる状態ではなかったという事実がある。

皇帝の不在、もしくは皇帝の命令を受けることができない状態にあつて、皇帝権力の裏打ちはなくとも、土木の変や奪門の変は、皇太后の命令を先行させることによって問題の收拾を図った。こうした例から考えて、逆に皇帝ではなく皇太后の不在は、政局にどのような影響や問題を生じさせたのだろうか。明末の後宮にかかわる諸問題や、明代の皇太后が与えた影響については、今後検討を加えていきたい。

註

- (1) 『皇明祖訓』法律。  
凡朝廷無皇子、必兄終弟及。須立嫡母所生者、庶母所生雖長不得立。若姦臣棄嫡立庶、庶者必當守分勿動。遣信報嫡之當立者、務以嫡臨君位、朝廷庶即斬姦臣。
- (2) 拙稿「明朝の皇位繼承問題と皇太后——誠孝皇后張氏を例に——」『京都女子大学大学院文学研究紀要史学編』第九号、二〇一〇年。
- (3) 邱仲麟「明代遴選后妃及其規制」『明代研究』第一期、二〇〇八年。
- (4) 朱子彦『帝国九重天——中国後宮制度變遷』中国人民大学出版社、二〇〇六年。  
谷口やすよ「漢代の皇后権」『史学雑誌』八十七—一一、一九七八年。
- (5) 拙稿「大礼の議における慈寿皇太後の懿旨の意味」『京都女子大学大学院文学研究紀要史学編』第十号、二〇一一年。  
拙稿「嫡母」と「生母」——明代の皇后・皇太後の待遇と歴史的位置」『京都女子大学大学院文学研究紀要史学編』第十二号、二〇一三年三月発刊予定。
- (6) 荷見守義「景泰政權成立と孫皇太后」『東洋学報』八十二—一、二〇〇〇年。
- (7) 『典故紀聞』卷二。  
太祖以元末之君不能嚴宮闈之政、至宮嬪女謁私通外臣、而納其賄賂、或施金帛於僧道、或番僧入宮中撰持受戒、而大臣命婦、亦往来禁掖、淫流邪亂、礼法蕩然、以至於亡。遂深戒前代之失、著為令典、俾世守之。皇后之尊、止得治宮中嬪婦之事、即宮門之外、毫髮事不預焉。自后妃以下至嬪侍女使、大小衣食之費、金銀錢帛器用百物之供、皆自尚宮奏之、而後免内使監官覆奏、方得赴所部闕領。若尚宮不及奏、而朦朧免内官監、監官不覆奏而輒擅領之部者、皆論以死、或以私書出外者、罪亦如

之。

(8) 拙稿「明代後宮と后妃・女官制度」『京都女子大学大学院文学研究紀要史学編』第八号、二〇〇九年。

(9) 宣德帝皇后胡氏と後述の景泰帝皇后汪氏の他、成化帝皇后吳氏、嘉靖帝皇后張氏が廢された。それぞれ孫氏、杭氏、王氏、方氏が代わつて皇后となっている。

(10) 『明宣宗実録』卷三十九、宣德三年三月癸未。

命駙馬都尉西寧侯宋瑛・太子少傅工部尚書兼謹身殿大学士楊榮、為正副使持節、冊貴妃孫氏為皇后。初皇后胡氏為皇太子妃、上即位立為后。踰年嬰疾久弗瘳、請於上曰、中宮之位以上承至尊奉宗廟之祀、致聖母之養、而下理宮闈之政所係甚重。妾久病致宗廟之祀、聖母之養、皆皇上独任其勞中壺之事、又無所統。妾夙夜心不自安自付薄福不可、以忝斯位、惟大恩賜之間居、別選賢德以位中宮。妾余生庶延永久。上驚愕曰、皇后何為出此言、人病有愈時、豈当妄思及此其勿言。数日后復申前請、上慰諭再三曰、皇后安意養疾近聞医者言疾漸向安勿妄思也。一日皇太后視后疾、后請辭位就間如請於上者。皇太后曰、媳婦何至此此言慎勿妄思。他日又請於上及皇太后如前語、且曰皇上春秋三十未有子嗣是妾所累也。今既有疾不付分引退宗廟神靈、豈祐之、遂上表請。不聽。自是屢請会貴妃生子、后喜請於上立為皇太子。文武群臣亦三上表請冊立后、力贊上早定國本。貴妃固辭曰、皇后病癒当有。上以白皇太后、皇太后曰、其順輿情既立為皇太子、后遂請立貴妃為皇后、外庭浸聞后遜位意、文武群臣亦上表請立貴妃為皇后、貴妃固辭言皇后在余敢干大分乎。群臣復上表請、上手詔答曰、夫婦人倫之本恩義兼厚方惻辭遜之誠、遽聞建立之請、豈朕心所安哉不允。外廷皆聞貴妃固辭、公侯文武群臣命婦合詞啓貴妃謂聖子之生是矢命有在天命不可違、皇太后之命不可違、皇上之命不可違、宜抑私己之謙早正中宮之位此國家大事也。貴妃又懇辭曰、吾荷國恩寵榮過矣、非所願也。上以衆人之請聞於皇太后、皇太后謂上曰、既有子為儲其從衆請。上遂勅礼部曰、比皇后胡氏自惟多疾、不能躬承祭養重以無子、固懷謙退上表請間、朕念夫婦之義拒之不從。而陳辭再三益加倦切已從所志就間別宮、其称号服食侍從悉如旧。貴妃孫氏、昔皇祖太宗文皇帝選嬪于朕十有余年、德義之茂冠於後宮實生長子已立為皇太子、群臣咸謂春秋之義母以子貴、宜正位中宮。屢陳表奏聖母垂訓命從衆請、今冊貴妃孫氏為皇后。爾礼部具儀擇日、以聞至是以金冊・金宝立貴妃為皇后。

同様の内容として『皇明詔令』巻八、改立中宮勅。

(11) 『明史』巻百十三、后妃伝一、宣宗恭讓皇后胡氏。

宣宗恭讓皇后胡氏、名善祥、濟南人。……三年春、帝令后上表辭位、乃退居長安宮、賜号靜慈仙師、而冊貴妃為后。

(12) 『明史』巻百十三、后妃伝一、宣宗恭讓皇后胡氏。

諸大臣張輔・蹇義・夏原吉・楊士奇・楊榮等不能争。

(13) 『明史』巻百十三、后妃伝一、宣宗孝恭皇后孫氏。

妃亦無子、陰取宮人子為己子、即英宗也。

(14) 『明史』巻百十三、后妃伝一、宣宗孝恭皇后孫氏。

故事、皇后金冊金宝、貴妃以下、有冊無宝。妃有寵、宣德元年五月、帝請於太后、製金宝賜焉。貴妃有宝自此始。

(15) 『明史』巻百十三、后妃伝一、宣宗恭讓皇后胡氏。

后無過被廢、天下闔而憐之。宣宗後亦悔。嘗自解曰、此朕少年事。

(16) 注(1)に同じ。

(17) 永樂帝、洪熙帝、宣德帝は皇后の所生である。ただし、永樂帝については洪武帝皇后馬氏の子ではないとされている。

(18) 注(11)に同じ。

(19) 『明史』巻百十三、后妃伝一、宣宗恭讓皇后胡氏。

天順六年、孫太后崩、錢皇后為英宗言、后賢而無罪、廢為仙師。其没也、人畏太后、殮葬皆不如礼。因勤復其位号。……

七年閏七月、上尊諡曰恭讓誠順康穆靜慈章皇后、修陵寢、不耐廟。

(20) 『彤史拾遺記』巻二、恭讓胡皇后。

(楊) 士奇曰、皇太后神聖、豈無旨者。上曰、与卿等議、即太后旨也。是日議未決。

(21) 『明史』巻百十三、后妃伝一、宣宗恭讓皇后胡氏。

張太后憫后賢、常召居清寧宮。內廷朝宴、命居孫后上。

(22) 注(2)に同じ。

(23) 注(2)に同じ。

(24) 注(2)に同じ。

(25) 『皇明詔令』卷十一、選中宮內諭。

皇帝婚期在邇、皇后之位必在得賢。蓋以上配宸殿、祇奉宗廟、表正六宮、母儀天下、而隆國家万世之本也。爾礼部其榜論、北京・直隸・南京・鳳陽・淮安・徐州・河南・山東・山西・陝西、於大小官員民庶有德之家、用誠簡求、挾其父母克修仁義、家法齊肅女子、年十三至十五、容貌端潔、性資純美、言動恭和、咸中礼度者、有司以礼令其父母親送赴京、吾將親閱焉。欽哉、故諭。

同様の内容として、『明英宗實錄』卷七十五、正統六年正月乙卯。

(26) 『皇明詔令』卷十一、太后遺詔。

太皇太后遺詔、内外文武群臣、吾自洪武中配仁宗皇帝三十余年、為未亡人十有八年。今命止此、得全婦以從先帝於地下足矣。允惟國家重事、存没在念。皇帝聰明孝敬、仁厚剛果。爾内外文武群臣、宜尽誠輔導。夫天下者、祖宗之天下、軍民者、祖宗之軍民。惟愛人為保國之本、惟施仁為愛人之道。爾群臣咸佐皇帝、惇行仁政、各秉廉公忠誠、勤慎不懈、庶幾克濟。宮中庶務、悉取皇太后处分。諸后妃家、並須遵奉皇祖訓戒、不許干預國政。吾素無德及下、身没之後、喪服悉遵仁宗皇帝遺詔、以日易月、二十七日而除、哭臨三日即止。君臣皆同、不得故違。皇帝宜念万機之重、群臣當共慰勉、毋得過哀。成服三日後、即聽政。天地・宗廟・社稷之祭、不可以畢廢尊、及百神之祀、皆循常勿停。宗室諸王藩屏為重、母輒離本國、但遣人進香、不必送葬。諸子先有君命召者、君命為重、仍聽赴京。在外大小文武衙門、並免進香、中外臣民之家、並勿禁音樂嫁娶。悉遵行之、勿違。

同様の内容として、『明英宗實錄』卷九十七、正統七年十月乙巳。

明代の皇后・皇太后の政治的位相―宣德帝皇后孫氏を中心に―(前田)

- (27) 前掲注(5)の拙稿「『嫡母』と「生母」——明代の皇后・皇太後の待遇と歴史的位置」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学編』第十二号、二〇一三年三月発刊予定。
- (28) 『明英宗実録』卷百八十一、正統十四年八月壬戌。
- (29) 『明英宗実録』卷百八十、正統十四年七月癸巳。
- (30) 『明英宗実録』卷百八十一、正統十四年八月乙丑。  
皇太后勅郝王祁鈺、邇因虜寇犯辺皇帝率六軍親征、已嘗爾朝百官、今尚未班師国家庶務、不可久曠、特命爾暫總百官理其事、爾尚夙夜抵勤以率中外、毋怠其政、毋忽其衆欽哉。又勅文武群臣凡合行大小事務、悉啓王聽令而行、毋致違怠。
- 同様の内容として『皇明詔令』卷十二、郝王監国内勅。
- (31) 『明英宗実録』卷百八十一、正統十四年八月丁卯。  
司礼監太監金英伝奉皇太后聖旨、今立皇帝庶長子見深為皇太子、該衙門便整理合行事、宜択日具儀以聞。
- (32) 『明英宗実録』卷百八十一、正統十四年八月己巳。  
皇太后詔曰、邇因虜寇犯辺害毒生靈、皇帝恐禍連宗社、不得已躬率六師徃正其罪、不意被留虜庭。尚念臣民不可無主。茲於皇庶子三人之中選其賢、而長者曰見深正位東宮、仍命郝王為輔代総国政、撫安天下。嗚呼、国必有君而社稷之為、君必信儲而臣民有所、仰布告天下咸使聞知。
- 同様の内容として、『皇明詔令』卷十二、立皇太子内勅。
- (33) 前掲注(5)の拙稿「大礼の議における慈寿皇太後の懿旨の意味」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学編』第十号、二〇一一年。
- (34) 注(2)に同じ。
- (35) 『朝鮮世宗実録』卷一、乙巳七年、閏七月癸卯。  
聖節使通事趙忠佐等、……忠佐啓曰、節日使未及到北京、聞大行皇帝崩逝、即服喪服哭臨三日。至帝都、進表於礼部。礼

(36) 部開奏、以表及方物獻於大行皇帝殯前。問崩逝之故於華人、或云天震之、或云病而崩、諱之也。其遺詔、皇后所為也。皇太子見深、後の憲宗は正統十二年（一四四七）十二月生まれであり、当時満二歳に満たなかつた。

(37) 『明英宗実録』卷百八十一、正統十四年八月丙子。

文武百官合辭請於皇太后曰、聖駕北狩、皇太子幼冲、国政危殆人心汹湧。古云国有長君社稷之福、請定大計以奠宗社、疏入皇太后批答云、卿等奏国家大計、合允所請、其命郕王即皇帝位、礼部具儀祓日以聞。群臣奉皇太后旨告郕王。

(38) 『明史』卷百十九、諸王四。

襄憲王瞻墻、仁宗第五子。永樂二十二年封。莊敬有令譽。宣德四年就藩長沙。正統元年徙襄陽。英宗北狩、諸王中、瞻墻最長且賢、衆望頗屬。太后命取襄國金符入宮、不果召。瞻墻上書、請立皇長子、令郕王監国、募勇智士迎車駕。書至、景帝立數日矣。

(39) 川越泰博『モンゴルに拉致された中国皇帝―明英宗の教奇なる運命―』研文出版、二〇〇三年。

(40) 『皇明詔令』卷十一、即位詔。

奉天承運皇帝詔曰、朕以皇考宣宗章皇帝仲子、奉藩京師。比因虜寇犯辺。大兄皇帝恐禍連宗社、不得已親征勦、勅眇躬率百官居守、不幸車駕誤陷虜庭。我聖母皇太后務慰臣民之望、已立皇庶長子見深為皇太子、命眇躬輔代総国政。皇親公侯伯、暨在庭文武群臣、軍民・耆老・四夷朝使、復以天位久虚、神器無主、人心遑遑、莫之底定、合辭上請早定大計。皇太后以太子幼冲、未遽能理万機、移命眇躬、君臨天下。会有使自虜中還者、口宣大兄皇帝詔旨、宗廟之礼、不可久曠、朕弟郕王、年長且賢、其令繼統以奉祭祀。顧痛恨之方殷、豈遵承之遽忍、惟避讓再三、兪允莫獲。仰惟付託之至重、敢以涼薄而固辭。已於九月初六日、祇告天地宗廟社稷、即皇帝位。遣使詣虜問安、上大兄皇帝尊号太上皇帝、徐図迎復。為政之道、必先正始、其以明年為景泰元年、大赦天下、咸与維新。

同様の内容として『明英宗実録』卷百八十三、正統十四年九月癸未。

(41) 『北征事蹟』

明代の皇后・皇太后の政治的位相―宣徳帝皇后孫氏を中心に―（前田）

九月十六日、季鐸齋賞、并聖母皇太后寄來、貂裘胡帽衣服等物、到宮見上說初六日郟王已即皇帝位、又說文武百官奉皇子三人中年長者一人為東宮。皇上令臣寫書三封、一禪位於郟王、一問安於太后、一致意於百官、絕也先關地之心動。景皇天倫之念。上看之甚喜。

(42) 注(40)に同じ。

(43) 『皇明詔令』卷十二、尊立后妃詔。

奉天承運皇帝詔曰、朕以眇躬、託於億兆臣民之上、罔攸致理、夙夜靡寧。顧惟德礼理有未敷、庸將無以教家國天下、盖德必先于隆孝、而礼惟重乎正名。帝王所同、彝倫斯在。况恩施于己者有莫大、宜尊婦於親者無以加。義所当然、事豈為過。謹上尊聖母皇太后曰上聖皇太后、生母曰皇太后。勉遵辭讓之旨、遷皇后居仁壽宮、以俟大兄變輿之復。進皇太子母周氏為貴妃、示重天下之本。冊朕妃汪氏為皇后、以重大倫之原。

同様の内容として『明英宗實錄』卷百八十六、正統十四年十二月丙辰。

(44) 注(39)に同じ。

(45) 『明英宗實錄』卷二百十六、景泰三年五月甲午。

冊立皇妃杭氏為皇后、長子見濟為皇太子。

(46) 『明史』卷百十三、后妃一。景帝廢后汪氏。

景泰三年、妃杭氏生子見濟、景帝欲立為太子、而廢憲宗、后執不可。以是忤帝意、遂廢后、立杭氏為皇后。

(47) 『明英宗實錄』卷二百十五、景泰三年四月乙酉。

議易皇太子。……詔曰、卿等所言三代聖王大道理、近日耆旧内、内臣亦俱來勸遵、与卿等所言、皆朕不敢自專、上請于聖母上聖皇太后蒙懿旨、宣諭只要宗社安天下太平、今心既如此、当順人心行朕以此不敢固違、礼部可具議、朕日以聞。

(48) 注(33)に同じ。

(49) 『明史』卷百十三、后妃一、宣宗孝恭皇后孫氏。「石亨等謀奪門、先白太后。許之。」

(50) 『皇明詔令』卷十三、廢立內論。

皇太后勅諭……承伝至我宣宗章皇帝、克寬克仁、万邦允懷、不幸早棄臣民、遺命於吾、立嫡長子祁鎮為皇帝、已立十有五年、敬天勤民、母念母荒。比因虜寇犯辺、生民荼毒、為恐禍延宗社、不得已親率六師以御之、此寔安天下之大計也。不意兵將失律、乘輿被遮。時爾文武群臣、以社稷為重、恪遵宣宗章皇帝遺詔、表請於吾、立皇帝長子見深為皇太子。因其幼沖、吾仍令庶次子郟王祁鈺輔之。……奉帝回京、而祁鈺既貪天位、會無復辟之心、乃用邪謀、反為幽閉之計。廢出皇儲、私立己子……乃命皇帝祁鎮復正大位、以慰群情、以安宗社。……其廢景泰、僭祁鈺仍為郟王、如漢昌邑王故事、已令群臣送歸西内、俾子安養。於戲、天下乃祖宗之所開創、天位乃列聖之所相伝、人心之安。布告天下、咸使聞知。

同様の内容として、『明英宗実録』卷二百七十五、天順元年二月乙未。

(51) 『皇明詔令』卷十三、復立皇太子并封皇子詔。

詔天下曰、朕惟帝王之伝序、乃國家之大經。建元良、所以尊宗廟而重社稷、封群胤、所以壯藩屏而隆本支。今古攸同、典章斯具載。茲朕躬膺天命之申、復登大宝之位、顧惟不腆、事有未遑。而公侯駙馬伯及文武群臣、僉謂朕之元子當復正於東宮、其次諸子宜悉封於藩国。朕以請之聖母皇太后允從、衆議、舉行盛礼、乃於天順元年三月初六日、冊立元子見深為皇太子、及封第二子見濬為德王、第三子見澍為秀王、第四子見澤為崇王、第五子見浚為吉王。於戲、承祧主器得其人、則國本正而万国以服、胙土封守其世、則藩輔完而大統以定。天下之心、斯有所繫、宗廟之計、永底于安。故茲詔示、咸使聞知。

(52) 明代の皇后・皇太后の歴史的位置づけについては、前掲注(5)の拙稿「嫡母」と「生母」―明代の皇后・皇太后の歴史的位置―を参照されたい。

(53) 『明英宗実録』卷三百四十四、天順六年九月乙未。

明代の皇后・皇太后の政治的位相―宣德帝皇后孫氏を中心に―(前田)